

# 国民年金からのお知らせ

保険料の納付を免除する制度があります。申請をすることで保険料納付を免除！！

ただし、病気や失業などの経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付を免除する制度があります。

保険料免除制度には、法定免除と申請免除の2種類があり、それぞれ対象が異なります。法定免除は、障害年金を受けている人や生活保護法に基づく生活扶助を受けている人です。

申請免除は、前年の所得が少ないなど経済的な理由で保険料を納めることが困難な人が該当になります。

申請免除には、保険料の全額を免除する「全額免除」と保険料の半額を免除する「半額免除」があります。申請免除はどなたにでも認められるわけではなく所得「収入」が次の基準額を下回る場合に承認されます。基準額は家族構成などによって異なります。

## 【免除申請の所得基準(目安)】

家族形態	全額免除	半額免除
単身世帯(1人)	57万円程度(所得) 122万円程度(収入)	141万円程度(所得) 227万円程度(収入)
2人世帯(夫婦のみ)	92万円程度(所得) 157万円程度(収入)	195万円程度(所得) 304万円程度(収入)
4人世帯 夫婦 子供 2人	162万円程度(所得) 258万円程度(収入)	282万円程度(所得) 420万円程度(収入)

審査については、申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年(16年分の収入)の所得により判定されます。上記の基準を超えていても、失業した場合や天災により損害を受けた場合などの理由で免除が承認されることもあります。



## 20歳代の方には納付猶予制度があります。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20代)の方には申請により保険料の納付が猶予される制度があります。

若年者納付猶予の所得基準は、全額免除と同様の基準額ですが世帯主の所得を除き本人と配偶者の所得のみで審査されます。

## 保険料を追納して満額の年金を受給

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合に、障害基礎年金、遺族基礎年金をうけるための資格要件に導入されます。

なお、免除を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べ将来、受け取る年金額が少なくなります。全額免除の期間は3分の1(半額免除の場合は3分の2)に減額になります。納付猶予は年金額に反映されません。

このため、免除または納付猶予を受けてから10年以内なら保険料を遡って納める「追納制度」があります。これにより年金額の減額を防ぐことができます。年をとって満額の年金をもらうためにも追納することをお勧めします。

ただし追納の際、免除または納付猶予を受けてから2年以上経過している場合は、保険料に加算額が上乗せされますのでご注意ください。

半額免除の場合、半額の保険料を納めないと未納扱いになります。

免除申請するためには所得のわかるものが必要になりますので、申告は必ず済ませてからにしてください。

申請につきましては、7月～8月中に総合窓口課年金係までお願いします。

## 町・県民税の主な改正点をお知らせします

### 1 一定の収入のある妻への均等割の課税について

町・県民税には、ある一定以上の収入がある方全員に定額をご負担いただく「均等割」と、課税所得に応じた額をご負担いただく「所得割」があります。

今回の改正で、夫が均等割を負担している場合、妻への均等割非課税措置が段階的に廃止されます。

#### これまでの制度（平成16年度まで）

これまで、夫と妻の双方に一定以上の収入がある場合、均等割は夫のみが負担し、妻の均等割は免除されていました。（夫に所得がなく、妻に所得がある場合には妻に均等割が課税されていました。）

#### 経過措置（平成17年度課税）

平成16年度の税制改正により、妻の均等割非課税措置が段階的に廃止されることになりました。

平成17年度課税（平成16年中の所得にかかる分）では、夫妻の双方に一定以上の収入がある場合、妻に均等割の半額（2,000円：町民税1,500円、県民税500円）が課税されます。

#### 廃止（平成18年課税）

平成18年度課税からは、夫に均等割が課税されていても、妻に、一定以上の収入があれば、妻に均等割が全額（4,000円：町民税3,000円、県民税1,000円）課税されることとなります。

#### （注）

均等割が課税される「一定の収入」とは、

・扶養家族がない場合

給与収入で93万1円以上

・扶養家族が一人の場合

給与収入で138万6千1円以上

### 2 配偶者特別控除の見直し

配偶者控除の上乗せ部分が廃止になり、平成17年度課税から適用されています。

例1：給与収入0円から103万円の妻（夫）がいる場合に夫（妻）が受けられる控除は、

平成16年度 配偶者控除33万円、配偶者特別控除33万円～3万円

平成17年度 配偶者控除33万円、配偶者特別控除0円

例2：給与収入103万1円から140万9,999円の妻（夫）がいる場合に夫（妻）が受けられる控除は、

平成16年度 配偶者控除0万円、配偶者特別控除33万円～3万円

平成17年度 配偶者控除0万円、配偶者特別控除33万円～3万円（変更なし）



町と、河口湖漁業協同組合は、6月14日東京で実施された大手釣具メーカー主催による展示会において、遊漁税及び外来生物被害防止法の周知啓蒙活動を行いました。

当日は、全国の釣具販売店2000店が訪れ啓蒙用チラシに熱心に聞き入っていただきました。

町では、全国各地の販売店から釣客の皆さんに広く周知をしていただき、外来漁持出し禁止意識の啓蒙を図ろうと実施しました。

外来漁持出し禁止を  
ピール

## 平成17年度 地方税制改正

17年度の地方税制改正が行われました。個人住民税に関する主な項目は、次のとおりです。既に改正されて18年度から適用される内容についてもあわせてお知らせします。

### 定率減税を2分の1に縮減 18年度分(18年6月徴収分)から

個人住民税から差し引かれる定率減税の金額が、所得割額の7.5%相当額(2万円を限度額)となりました。  
[改正前は15%相当額、4万円を限度]

#### 《参考》所得税の改正

改正後の定率減税額：所得税額の10%相当額(12.5万円を限度)

[改正前は20%相当額、25万円を限度]

### 65歳以上の非課税措置を廃止 18年度分から

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円(公的年金収入額換算で245万円)以下の人に対する非課税措置が廃止されました。

ただし、17年1月1日に65歳に達していた人については、次の経過措置が適用されます。

- ・18年度分は本来の税額の3分の1の金額で課税
- ・19年度分は本来の税額の3分の2の金額で課税
- ・20年度分から、本来の税額で全額課税

### 給与支払報告書の提出対象者の範囲を拡大 18年1月1日から

給与の支払者が市町村に提出する給与支払報告書の提出対象者の範囲を、年の途中で退職した人(いわゆるフリーターなどの1年未満の短期就労者等)に拡大することになりました。

ただし、給与支払金額が30万円以下の場合は提出しないことができます。

### その他の税制改正 18年3月の確定申告から

国民年金保険料の社会保険控除を適用するには、当該保険料の支払をした旨を証する書類を確定申告書に添付するか、年末調整の際に提出しなければなりません。

### 老年者控除の廃止 18年3月の確定申告から

65歳以上で合計所得金額が1千万円以下の人には、48万円の老年者控除がありましたが、平成18年度分からは廃止されます。

### 公的年金所得計算の変更 18年3月の確定申告から

65歳以上の人の公的年金収入を雑所得になおす計算式が、平成18年度課税(平成17年中の収入にかかる分)から変更になります。

詳細は、税務課住民税係にお問い合わせください。

問合せ 税務課住民税係 (TEL 72-1113 FAX 72-6027)



**更年期障害とは...**

性機能が活発に活動している時期が、性成熟期と呼ばれる時期ですが、この時期には女性ホルモン(エストロゲン)と黄体ホルモン(プロゲステロン)の分泌も盛んで、このホルモンの働きで女性らしい体形が維持され、月経も起こります。しかし、加齢と共に排卵がおこらなくなり、その結果、黄体ホルモンが分泌されないため月経も起こらなくなります。これが閉経です。そして、女性ホルモンもほとんど分泌されなくなり、いわゆる老年期に入っていきます。この性成熟期から老年期へ移行する期間を更年期と言います。

このホルモンのバランスの乱れにより、さまざまな不快な症状を起こすこととなります。これを更年期障害と言います。また、更年期は子供の独立、パートナーの定年など悩みも生じやすい時期です。体の急激な変化に加え、これらのストレスも障害を発症させる大きな要因となっています。

**更年期障害による主な不定愁訴**

- ・ 多汗、イライラ、頭痛：  
エストロゲンの減少、ストレス
- ・ のぼせ、ほてり、手足腰の冷え、動機  
息切れ：エストロゲンの減少による  
自律神経失調症
- ・ めまい：一時的な脳血流量の減少
- ・ 耳鳴り：脳神経の老化、疲労、ストレス  
睡眠不足
- ・ 尿失禁：老化による尿道周辺の筋肉のゆるみや膀胱の萎縮による

**不定愁訴とは...**

はた目にはなんら症状がなく、医師の検査や診察でも異常はないのに、本人にはまるで何かの病気にかかったような自覚症状がある状態をいい、更年期によく見られます。

**更年期の上手な過ごし方**

更年期障害は、ほぼ半数の女性に現れるといえます。閉経期から老年期に入り、ホルモ的に安定し、また自律神経の中枢、ならびに心理的にも安定することにより、通常は数年で更年期障害は消失していきます。更年期障害はある程度生理的なものともいえますが、できれば軽くすませたいものです。

そのためには.....

- ・ 栄養のバランスの取れた食事（特にカルシウムやビタミン類をよくとること）
- ・ 十分な睡眠をとること      ・ 適度な運動をすること      ・ 気分転換となるような趣味や娯楽を持つこと
- ・ 物事にこだわらず、くよくよと考えないこと

更年期の時期は、子どもたちが巣立ち、夫婦だけの生活になる時期です。日本では平均寿命も延び、老後パートナーと二人だけの生活がますます長くなり、一生のうちの大きな部分を占めています。そこで老後の生活設計をこの時期にたて、充実した生活をおくるようにしましょう。

## 定期日本脳炎予防接種の差し控えについてお知らせ

昨年、日本脳炎の予防接種後に重い神経症状（ADEM）に陥った例があり、これを受け5月30日付けで厚生労働省から市町村での日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨を差し控えるように勧告がありました。



これは、マウスの脳を用いた日本脳炎ワクチンとそれを接種した後の重症ADEM（アデム 急性散在性脳髄炎）との因果関係があるとの判断がくだされたことから、より慎重を期するため出されたものです。

今後の日本脳炎予防接種については、東南アジアなど流行地へ渡航する場合や蚊に刺されやすい環境にある場合等、感染症のリスクを考え、本人又は保護者が同意のうえ特に希望する場合は、現行の接種を行うことは認められます。

また、供給体制は整っておりませんが、よりリスクの低いと期待されるワクチンが現在開発中であります。

保護者の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしますが、念のため戸外へ出かけるときは、出来る限り長袖、長ズボンを身につけるなど、ウイルスを持った蚊に刺されないように十分注意することをおすすめします。



日本脳炎予防接種に関する問い合わせ

富士河口湖町役場 健康増進課

72 - 6037

平成17年6月25日(土)~8月31日(水)

# シートベルト着用 ステップアップ運動 実施中

交通事故で亡くなった方のシートベルト着用率は大変低く、平成16年の死亡事故者の着用率は43.3%となっています。シートベルトを着用せずに亡くなった14名のうち8名は、着用していれば尊い命が救われたと考えられています。

シートベルトの着用率については、富士河口湖町は県内において最下位に近い着用率の低さとなっています。

また、チャイルドシート・ジュニアシートの着用率においては、山梨県は全国で最も低い着用率となっています。



時速40kmで車が衝突した場合、抱いている子どもの体重は実際の約30倍にも相当します。体重10kgの子どもは約300kgにもなり、万が一の際に大人の力で子どもを支えることは不可能です。

この運動を通じてシートベルト着用の徹底を図るため、県・警察・町・交通安全団体が一体となり、広報・啓発活動、指導取締り、着用率調査を組み合わせ、シートベルト・チャイルドシートの着用徹底を呼びかけていきます。

自分が気をつけていても、交通事故はいつ起こるかわかりません。運転者だけでなく、同乗者もシートベルトを着用しましょう。

## 福祉には各種手当制度があります。受給資格があるにもかかわらず、制度を知らないために手当の受給をされていない方はいませんか。

### 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体又は精神に中程度以上で永続する障害がある20歳未満の児童を養育している父母等に支給されます。

手当月額は、1級50,900円、2級33,900円です。

### 障害児福祉手当

障害児福祉手当は、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

該当となる重度の障害の程度は、身体の障害(内科的疾患も含む)については、おおむね身体障害者手帳が1級程度(両手指欠損など一部2級)、精神の障害については、療育手帳がA 2a程度の知的障害、または同程度以上の精神障害などとなっています。

手当月額は、14,430円です。

### 特別障害者手当

特別障害者手当は、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

該当となる著しく重度の障害の程度は、おおむね身体障害者手帳が1級(視力・聴覚障害など一部2級)、程度の異なる障害が2つ以上ある場合、最重度程度の知的障害や同程度以上の精神障害などとなっています。なお、3ヶ月以上の入院等により支給されない場合があります。

手当月額は、26,520円です。

なお、いずれの手当も所得制限等で手当が支給されない場合があります。

詳しくは、町役場福祉推進課 72-6028 までお尋ね下さい。



# 町広報版メールマガジン「ふじの風」に登録して町の情報をいち早くキャッチしませんか。



4月の広報誌等で紹介しましたが、町の各種情報をいち早く町民の皆さんにお伝えする方法の一つとして、町広報版メールマガジン「ふじの風」を創設し、4月から毎週月曜日、登録者に配信しております。

## メールマガジン「ふじの風」の概要

広報メールマガジン「ふじの風」では具体的には、今週の話題、町長室から（町長の一週間の日程紹介）町内の皆さんへ、町外の皆さんへの4つの内容で、町内外の皆さんにホッと様々な情報を毎週届けています。

## メールマガジン「ふじの風」購読方法

メールマガジンの購読申し込みを行うには、「やまなし申請・予約ポータルサイト」の利用者IDを取得している必要があります。利用者ID取得はID取得は「やまなし申請予約ポータルサイト」上で取得手続きをしてください。登録完了後、3日から1週間程度で登録された住所にパスワードを記載したハガキが郵送されます。ハガキが郵送されましたら、利用者IDを使いメールマガジンの購読手続きを行ってください。

## メールマガジン購読手順は .....

- 「町ホームページトップ画面」
  - 「左下のやまなし申請・予約ポータルサイト」を選択
  - 「やまなし申請・予約ポータルサイト画面」右下の県内メールマガジン申込みを選択
  - 「メールマガジン一覧画面」の登録するを選択
  - 利用者IDとパスワードを入力し、「ログイン」を選択
  - 「メールマガジン購読申込み画面」で購読希望するメールマガジンを選択し、メールマガジン配信先のメールアドレスを入力
  - 「メールマガジン購読購読申込み確認画面」の内容に問題がなければ「OK」を選択し、操作を完了してください。
- 以上で購読申込みは完了です。

メールマガジンの内容や購読手続きについては、町役場企画課 72-6023へ連絡してください。

富士河口湖町役場発  
～広報メールマガジン「ふじの風」～ 第13号 =  
2005年6月27日発行

- ==== もくじ ====  
今週の話題====  
【1】生涯学習館・子ども未来創造館の建設工事始まる！  
【2】農の駅、JA北富士物産館に農産物直売所が7月1日にオープン！
- 町長室から====  
【3】今週の町長の予定
- 町内の皆さんへ=  
【4】町民ギャラリー、文化協会拓本部作品展が28日から始まります！  
【5】児童手当現況届の提出日は今週です  
【6】足和田地区の可燃ごみ収集日が7月1日より週2回に増えます！
- 町外の皆さんへ  
【7】今週のハーブステージ紹介  
【8】ラベンダー見ごろ情報
- 編集後記  
/////////  
1 生涯学習館・子ども未来創造館の建設工事始まる！



## ～「町づくりメッセージBOX」について～

町では、町民の皆さんからのご意見やご要望を気軽に出していただくこと、町ホームページ上に「町づくりメッセージBOX」を設けて対応しています。お気軽にご利用下さい。

過日県外から転入なされた方から次のようなメッセージが届きました。このメッセージに対する回答と併せて紹介します。

### メッセージの概要

「町の施設、病院、学校などの情報が入った町の地図が欲しいのですが、ホームページにもそういうものがないのですが.....」

### メッセージへの回答

町の現状は確かにおっしゃるとおりです。病院については、全戸に配布されている富士吉田医師会が作成した「富士北麓地域医療機関ガイドマップ」があり、お子さんを抱えた転入者の方には健康増進課窓口でマップを配布していますが、これからは総合窓口にも置いて配布するようにします。

また、インターネットで町の医療機関を紹介しているページ(<http://health.yahoo.co.jp/bin/search?type=ken&ken=19&city=430>)もあります。町の施設等については、観光ガイドブック「Coco」の中に、ガイドマップがついていますので、このガイドブックを窓口置き、必要に応じて配布するようにします。また、町ホームページ上でも、これらの施設や機関を記したマップ作成の検討を始めました。

# 富士と湖の自然をみつめて

## 「絶滅危惧のミヤマシジミ」アースウォッチプロジェクト 第2回もさらに大きな成果

先月号では5月にも成果を挙げたことを報告しましたが、今年の第2回が6月11・12日に行われ、遠くは愛知県犬山市(昨年に続き2回目)、それに千葉(初めての参加)、東京(アメリカ生まれで20年間日本に住んでいる)から3名のボランティアが参加下さり、共同研究者の昭和大学萩原康夫先生と多摩森林科学園研修生の片岡さんを加えて計6名で実施することが出来ました。



11日は、前回同様身延町の富士川沿いで調査しましたが、40頭以上の幼虫と数個の卵が確認されました。ここでは成虫を見ることは出来ませんでした。7月につながる大きな成果でした。12日は、梨ヶ原で調査を行いました。羽化し始めた成虫が続々と見つかりました。昨年見つからなかった場所でも新たに成虫を発見し、また、ミヤマシジミの蛹をマーク付きのクロオオアリが、その巢内で世話している様子もビデオで撮影することも出来ました。

前回もそうでしたが、ボランティアの人たちは非常に熱心で、2日間びっしりと野外調査をこなして下さいました。それなのにある方が「私が、本当に調査の役に立ったかどうか心配です」とおっしゃっていたとの話を聞いた時、真のボランティア精神を垣間見た気がしました。ちなみに、2人は8月にもう一度来てくださるとのこと、もう一人も来年参加下さるとのこと、感謝の気持ちで一杯です。

## 自然再生研究会によるビオトープ2回目のモニタリング

4月の1回目のモニタリング(変化を見守る)の様子はすでに報告しましたが、2ヶ月おきに行うという予定通り、6月17日に2回目が行われました。天気予報がはずれて暑い日差しの中、自然再生研究会の4名の学生達が意欲的に調査してくれました。

河口湖美術館ビオトープでは、草が繁茂して来たため、草を一部取り除き4月と同じ50cm四方の2ヶ所のコドラートで主に水生生物の調査を行いました。両方ともカワナが順調に繁殖していることがわかり、1ヶ所では大小20個を(写真)、もう片方でも10個を確認でき、もとの場所にかえされました。それ以外には、マメゲンゴロウが多く、カワゲラやトビケラの幼虫もみつきり、ホタルが住むにも良い環境になって来ていることが裏付けられました。さらには、草の枝に3頭のヒオドシチョウの蛹が、セリ科の植物からキアゲハの幼虫もみつきり、チョウなどの昆虫にも住みやすい場所になっていることがわかりました。また、2月のアシ刈りの時、下流部は流路以外のアシを残したことで、オオヨシキリという鳥も何つがいも繁殖しているようで、にぎやかな鳴き声が聞こえていました。



大池公園ビオトープは、雨不足で水路と池が分断されていましたが、4月に水路を掘った結果つながって流れ、池も深くなっていました。クレソンが生えている水路の方では、4月とあまり変わらない結果でしたが、池の方はオタマジャクシが見つかるなど少し改善されていました。

河口湖畔4ヶ所のビオトープの内、最も環境が良くなっている所と最も狭く環境維持が難しい所の2ヶ所を選び、その4地点で2ヶ月おきに同じ方法で調査を続けていますが、ビオトープの今後の維持管理の方法を検討する基礎資料にしたいと思っています。弱音をはかずに熱心に活動を続けてくれている自然再生研究会の学生達には頭が下がります。6月の「ホタルの夕べ」でも活動の成果を発表してもらおう予定です。

### ショート・ニュース

- ・ミヤマシジミとアリの共生の映像を、NHKが撮影して下さい、9月～10月には放映される予定で進んでいます。
- ・7月16日に東京農工大学大学院の授業が、環境省生物多様性センター・山梨県環境科学研究所・河口湖フィールドセンターの協力でされることになりました。
- ・2003年に行ったミヤマシジミの幼虫とアリとの共生関係の調査結果を、8月上旬アメリカのアリゾナ州で開催される学会(The Lepidopterists' Society)で発表することになりました。
- ・多摩森林科学園の片岡友美さんが中心になってフィールドセンター周辺で行っている「地下の巣を利用するニホンリス」の調査結果を、8月上旬に札幌で開かれる国際哺乳類学会で共同発表することになりました。

ご意見・ご質問は、TEL(FAX) 0555-20-3510 河口湖フィールドセンター 自然共生研究室まで